様式第２号（第6第2項関係）

計量装置設置（変更）承認書

年 月 日

（申請者）　　　　　　　　　　様

盛岡市上下水道事業管理者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○　○　○　○

年 月 日に申請された計量装置の設置（変更）について、下記の条件をつけて承認します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請区分 |  | 汚水の種別 |  |
| 設置場所 | 盛岡市 | | |
| 承認年月日 |  | | |
| 貸与する計量装置 | 種類  形式  口径  計量装置番号  検定有効期間  製造者 | | |

設置条件

１、計量装置使用者の義務

(1) 計量装置使用者は、盛岡市上下水道事業管理者（以下、管理者）から貸与の計量装置について善良な注意をもって管理するとともに、管理者が行う計量装置の検針に協力すること。

(2) 計量装置使用者が前項に規定する管理義務を怠ったために計量装置を忘失又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償すること。

(3) 計量装置使用者は、下水道の使用を廃止した場合、速やかに管理者に返却すること。

(4) 計量装置使用者は、計量法の規定による有効期間の満了に伴い、管理者が計量装置を交換する場合は、作業が円滑に実施できるように協力すること。

(5) 計量装置使用者は、前項に定める管理者が行う計量装置の交換にあたり、断水及び動力揚水機械等の操作は計量装置使用者の責任で行うこと。管理者は計量装置以外の井戸水等の動力機械類及び制限装置に触れることはできない。

２、計量装置の設置方法

　(1)　計量装置に応じた流量を通水し、過大な流量を通水しないこと。過大な流量の恐れがある場合は、必要に応じ流量調整器等を設置すること。

(2) 計量装置の精度が、上流側の水流の乱れにより影響する恐れがあるときは、計量装置の上流側に口径の3～5倍の直管部を設けること。

(3)　配管溶接を行う場合は、必ず計量装置を取り外すこと。

(4)　計量装置の取付け前には必ず洗管し、管内をきれいにすること。

(5)　計量装置内に異物が入らないようにすること。

(6)　計量装置に表示された矢印と水流方向を一致させ、指示部を上にして水平に取り付けすること。

(7) 水中での計量装置の取付け、取外しをしないこと。

(8)　計量装置接続用パッキンは適正寸法のものを使用すること。

(9) 通水開始時は止水栓・バルブ等をゆっくり開きながら計量装置内の空気を抜くこと。